

茂原市学校再編第二次実施計画を策定しました

市教育委員会では、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するため、平成29年3月に策定した基本計画をもとに、令和4年1月に「茂原市学校再編第二次実施計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定しました。本計画は、教育委員会の方針を示したものであり、この計画に基づき学校再編を進めていきます。なお、統合時期は、議会の議決を得て決定となります。主な内容は次のとおりです。

1. 本納小学校と新治小学校の統合

統合時期	令和5年4月1日
使用校舎	本納小学校



▲本納小学校新校舎

2. 本納小学校と豊岡小学校の統合

統合時期	令和8年4月1日以降の早期
使用校舎	本納小学校



▲授業風景

3. 南中学校と早野中学校の統合

統合時期	令和8年4月1日
使用校舎	南中学校

※詳しくは、教育総務課ウェブページをご覧ください。

問合せ **教育総務課（9階）** ☎ (20) 1557 FAX (20) 1607

- ① 車両の置き場が茂原市でなくなったとき
 - ② 他人へ車両を譲渡したとき
 - ③ 車両を廃棄または解体したとき
 - ※原動機付自転車等をリサイクル業者等に依頼して処分する際は、ナンバープレート（茂原市で交付されたもの）を取り外し、廃車等の手続きを行ってから、引き渡してください。手続きを行わないと、納税義務はなくなりません。
 - ④ 車両を盗難されたとき（警察署への盗難届が必要）
 - ⑤ 所有者が亡くなったとき
- また、小型特殊自動車（コンバイン、トラクター、フォークリフト等）は、公道上の走行の有無にかかわらず、所有していれば課税対象となりますので、登録の手続きをお願いします。

軽自動車等の変更手続きを忘れずに

軽自動車税（種別割）は、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車に対して、4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車等の所有者で次のような場合は、4月1日までに手続きをお願いします。

☎ (20) 1577
FAX (20) 1609
市民税課（2階）
問合せ

種別等	手続きをるところ
茂原市ナンバー 原動機付自転車 小型特殊自動車	茂原市役所 市民税課 ☎(20)1577 または在住市町村役場の担当課
上記以外のナンバー (袖ヶ浦) (千葉)	軽自動車検査協会千葉事務所 袖ヶ浦支所 ☎050(3816)3116（音声案内） または管轄事務所
軽自動車（2輪のもの） 2輪の小型自動車	千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2025（音声案内） または管轄事務所